

第六回 参議院農林委員會會議錄第二号

昭和二十四年十一月十四日(月曜日)
午後二時二十五分開会

委員の異動

十月二十五日(火曜日)委員大島農夫雄君辞任につき、その補欠として岡田宗司君を議長において選定した。

本日の会議に付した事件

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(補見義男君) 只今より委員会を開会いたします。本日は去る十月三十一日予備付託となりました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、政府より説明を聞き、質疑を行いたいと思ひます。それでは先ず政務次官より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(坂本實君) 只今御審議を願います家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現在都道府県知事は、家畜伝染病の予防、制遏のために、定期的に又は緊急の場合に家畜の検診を行うと共に、免疫血清若しくは予防液の注射或は薬浴等を実施し、万一伝染病が発生した場合又は蔓延の危険が濃い場合に、これを防遏する手段として、伝染病に罹つた家畜の隔離又は殺処分を行い、又病畜に汚染した物品の焼却、埋却を行い、他方一定の地域を限つて、家畜の出入り若しくは往來の禁止又は伝染病の病畜を伝播する虞がある物品の運搬

の制限を行う等の緊急措置を講じ、その目的達成に努めてゐるのであります。

而して從來右に申し述べました措置のうちで、家畜の殺処分若しくは物品の焼却、埋却等の処置又は予防注射等を行ひましたために生じました家畜の死亡等に対しましては、「三万円」を越えない範囲内で政令の定める額の手当金を、都道府県知事がその所有者に交付するように定められ、しかもその費用は、現行法第二十三條の規定によつて国が負担することになつてゐるのであります。

然しながらこの手当金額につきましては、家畜及び物品の最近における著しい値上りに比較して少額にすぎ、殺処分、その他防疫上必要な処置の徹底を期し難い実情にありますので、これらに対する手当金の額を「九万円」を越えない範囲まで引上げ、防疫事業の完備を期するとともに、畜産業の健全なる発達に資せしめようとするのが本改正法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決あらんことを希望する次第であります。

○委員長(補見義男君) 次に、齋藤衛生課長から、これに附随した一般の説明を、農業保険課の岡村技官から共済関係の説明を聞くことにいたします。速記を止めて……

午後二時二十八分速記中止

午後三時二十六分速記開始

○委員長(補見義男君) 速記を始めます。それでは一応本案につきましては、提案理由とそれに関連いたしました種々の参考資料についての説明を伺つたわけでありまして、これから質疑に入りたいと思ひます。質疑は本案直接の質疑もあろうと思ひますが、一般畜産に関する質疑、いずれでも結構でありますから、どうぞお尋ね頂きたいと思ひます。

○岡村文四郎君 家畜の伝染病で、この畜主が一番影響を受けるのは、殺処分によるものであります。それは伝染性貧血とそれから牛の結核、最近はやつて参りました脳炎の三つが、主としてその対象になつてゐると思ひますが、それらから牛の結核にしても、実は非常に結核があるというので、殺処分を始めて見たところが、非常に被害が多いというので畜主の方から抗議を申込まれてゐる。注射をして見たんだが、その後別にどうというともなくて終つたという例もありますし、私考えて見ますに、一体結核病のある牛からとつた乳を人間が飲みますと、その伝染が一体何ぼぐらいあるかということを知りたいが、若し現われておりましたら、それを聞かせて貰いたいというのと、それから伝染性貧血にかかつておる馬がうまく見付ければ、それでやつておりますが、割合に肉付のいい、びん／＼している、昨日まで使つておつた馬でも、実はやつておるのであります。これは見逃せば、それが全部

駄目になつたり、或いは沢山そこらに蔓延してゐるかという、そうでもないうちであります。これは放つて置くと結局その馬は駄目になるのか、或いはそれとも治る馬もあるのか、それがつきりする、しないので残して置く馬もありませんが、畜主の方では、非常に悪い場合に、どういふものか、馬がかかり易いのであります。そうすると非常に惜しいものですから、怒の深い人間は隠したりする例があります。

が、よく分つた人は、それはいかんことでありまして、病名がはつきりする、却つて望んで殺処分を申込む者もあるようでありまして、置けば治るといふことがあるのか、かかれば絶対に駄目なのか。伝染は隔離したようになつておれば、割合に……、先ず蛇とか蚊とかいふものが非常な仲介者であるといふことではあります。その点お分りになつておつたら聞かせ願ひたいと思ひます。

○委員長(補見義男君) ちよつと最初にお断わりして置きますが、技術的な専門的な答弁は説明員でありますけれども、齋藤衛生課長にお願いした方がよいと思ひますから、それだけ御了承願ひたいと思ひます。

○説明員(齋藤弘義君) 結核の牛乳を飲んで結核がうつるからうつらないかの問題でございますけれども、これはうつる例がございます。御承知のように我が国では、生の牛乳を一般的に沢山飲むという習慣がございます。はつきりと具体的にこの結核病の牛の乳

を飲んで、こういう結核になつたという事例は、はつきりした事例は持つておりませんけれども、世界の学究の発表するところでは、殊に英國あたりの状況によりまして、小兒の結核の場合、その三五%ですか、三六%は、この牛の結核にかつた、結核に汚染された牛乳を飲んだためにうつる。尙關節炎、その他出ますけれども、そういうような病源部から余計に結核菌を抽出いたしております。でありますから、うつるというところは確かに申されたいと思ひます。ただ問題は、こういう慢性の病氣でございます。それで炭疽であるとか、牛痘だとか、或いは日本脳炎といふふうな、うつつてからの状況によつて、直ぐと出ればはつきり分りますけれども、これが出るには長年の経過を要しますので、又その間に或いはよそから伝染したのかも知れませんが、はつきりしたものは分りませんけれども、それから統計的に見まして、大体において、例えば全国的に見まして、人間の結核の多いところと牛の結核の多いところとは大体山が合つてゐると思ひます。例えば農村あたりでは非常に少ないのであります。が、殊に農村でも石川県あたりは人間の結核が多いのであります。それと同じように、牛においても石川県あたりは結核の検出率が多いのであります。そういうような関係、又長年この結核予防をやつておられますと、この結核牛を飼つていた家で、いろ／＼と

結核牛の持主か、或いはその家族の者が結核にかつたという例もよいちよい聞くのであります。併しそれは果してその牛からうつたかどうかという証拠はありませぬけれども、そういうような事例も相当ございます。いづれにしても、食品衛生法で以て、その結核にかつた牛の牛乳は消毒しなければ使えないように法律でなつております。一応人間にもうつるということでも予防しております。それから伝賃の關係であります、伝賃は御承知のように非常にむずかしい病氣であります、その病氣であるということを知りまして、その病氣にかつておりました、その病氣で現在では診断がでるのであります。但しその病氣だと言つても、その症状が出るまでは又いろいろの期間がございますので、実際に伝賃と診断しまして、学問的にいろいろ組織検査であるとか、血液検査であるとか、そういうような検査をいたしました、病馬であるとか、決めたとしても、それが臨床的にはつきり出ていない場合が多いのであります。又そういうものが非常に危険なのであります。で伝賃性貧血にかかりまして、最初症状を現わさない。それでいてだん／＼と病氣が重くなつて症状を現わす、そうしてその経過にどのような症状になつたならば、伝賃の毒を外に出すかというようなことが分りますれば一番簡単なことであります。が、現在のところでは全然それが分らないのであります。それで大体において栄養をよくし、そうして余りに過激な労働をさせない、大事に飼つておれば、割合と長持するのであります。が、競馬のようなものに走らしたりしますというと、体力を相当使いますという

と病氣は非常に進行し易いのであります。又その進行はどの過程において、毒を周りにばらまくかという時期がはつきり学問的にはしてありませんけれども、例えば最近近畿あたりの競馬馬の検査をやつておられますけれども、前回で以て怪しい、疑いというやうなものを付けられたものが走りまゝと、今度走つたためにすっかり病氣が重くなつて、そうして死んでしまつたというやうな例が相当多くございまして、ただ防疫的の見地から申し上げますと、その馬がこの病氣をうつす元を、微菌、病毒を外へ出さない状態ならば、それは放つて置いても構わないのでありますけれども、そのけじめがどうしても現在のところでは付かないのであります。どうしても先に発見しまして、適当に隔離してよそにうつさないようにするか、或いは症状が進んで、よそへ病氣を蔓延させるような虞れのあるものは、状況によつては、その周りのものの安全を確保するために殺さなくちゃならない。それで隔離してそのまゝにして放つて置けば、治るかどうかということでありまして、治るも、殆んど治る見込みはないと申上げてもいいと思ひます。一時戦争中陸軍あたりがこの伝賃問題に手を焼きました、この伝賃にかつた馬ばかり集めた中隊なり部隊でやつて見ようと、満州あたりでやりましたけれども、やはりあつたやうな相当の労役に服しますと、やはりだん／＼と消耗して行くのであります。殊にそれが健康馬の中に混つておるやうな場合であります、と、健康馬に対する危険が非常に増大するわけでありまして、ちよつと治るか

どうかという点では、治らないと申上げた方が現在の学問の常識ではいいと思ひます。

○北村一男君 獣医手の受験の報告を拜見いたしました。この問題は前の国会に、本院におきまして補見委員長を中心として、救済対策には非常に御骨折を願つて、又畜産当局の深い御理解もあつて、こういう結果になつたと存じます。私はこの数字を見て、好成績を納めたというやうなことを御発表になつておられますけれども、必ずしも好成績であるとは思へません。それはこの受験をしました千百三十三名の人は、先ず我と思ふ人という、非常に自信のある者が受験したものであらうと存じます。残つておる人は千百六名見当と御発表になつておるのです。この人達は大変失礼な申分ですが、この受験を第一回にした人にくらべて、学力、それから実地において劣つておる人と考えますが、非常に自信のある人達が受験をしまして、二・三％の合格者しか出さんというところは、今後残つておる千百六名の人は、なか／＼受験をしても合格するとは困難であるということを示しておるものと考へます。そこで試験は、これを三回、一月と四、五月頃と、それから八、九月ぐらゐに、大体三回ぐらゐに分けて実施して貰いたいということを強く要望するものであります。が多分予算の關係があつてできないというやうな御答弁もあるかと存じますけれども、もはや千百六名しかないものであります。これをもうできないだけ合格せしめるといふ最後の措置

置でございますから、どうか坂本政務次官も御努力下さいまして、予算を極力この方面にお割り下さつて、そうして合格者の割合をよくするように、特段の措置を講じて頂きたい。それで今後この千百六名の入達の合格に對して、今までより以上の合格率を擧げることができるといふやうな見通しを付けておられるかどうか。それから又予算措置についてどんな見通しであるか。こういうことについて承りたいと存じます。

○政府委員(山根東明君) 獣医手の試験の實地状況は先程御説明した通りであります。実は第一回の試験で合格率二・三％、これ自体が比較的好成績と申します。合格者が高いと御説明したわけでありまして、事実從來獣医手試験を実施しておりますが、当時の合格率は、実は非常に低くつて、一四・五％程度であつたのであります。が、先般実施しました試験では、その比率と比べましても大分率はよくなつておるやうであります。そこで更にあと二回やる予定で実はあるものであります。これを三回に殖したらどうかというお話のやうであります。国が全国的に数ヶ所で試験を実施しますし、且つ學術試験と同時に、引續いて実地試験をしますやうな關係もありまして、そう簡単に……、実はできるだけでなく実施したいと思つております。が、現在の見通しとしましては、あと二回がせい／＼、これでも相当準備その他でむずかしいのじやないかと、このやうなことで、実は二回に止めるを得ないやうな事情であるのであります。その間にこの御説明にもありますやうに、極力講習会その他を開

きまして、試験の準備につきましては、關係の団体等の主催で以て万全を期して行きたい。そういうことになつてしまふれば、特にこれで試験が最後だといふやうなこともありませんので、受験者の準備その他も恐らくは、これは私共の想像であります。恐らく背水の陣でこれに臨むといふやうなことであります。私共として試験の採点に手加減を加えるといふやうなことは困難ではありますけれども、この第一回の試験の結果から見まして、あと二回で大体残つておられますので、本當に著にも棒にもかからない程度の人でない限りは、これは救済できるのじやないかといふやうな、実は見通しを立てておるわけでありまして、

○藤野繁雄君 家畜伝染病予防法は根本的に改正されるというやうな話を聞いておつたのであります。が、今回提出されたところの法律案によつて見ますと、ただ第二十四條だけの改正になつておるのであります。他の点においても近く改正される意思があるのかどうか、又今回ただ第二十四條だけの改正に止められたところの理由はどこにあるのか、この点お伺ひしたいのであります。次に、三万円を九万円に改められたということは、提案の理由によつて、物価が騰貴したからといふことであります。が、現在の家畜の値段からいいますと、九万円も余りに高いところのものに比較するといふと、安過ぎるのじやないかと、この考へられるのであります。従つて九万円といふものを、時価の範囲内においていふやうに改めることはできないのであるか。九万円という価格を定められたと

この算出上の根拠をお示しを願いたいと思うのであります。

次に、家畜市場法の廃止に伴つて、家畜の取引が自由になつたのでありますが、一方においてはいろいろの弊害を醸してゐるのであります。又家畜市場には沢山の牛馬が集まるのでありますから、伝染病予防の方から何と対策を講じなくちゃならないと考えるのであります。これらの点について、家畜伝染病予防法の中に、それらの規定を入れられる意思がないのであるかどうか、この点お伺いしたいのであります。

○政府委員(山根東明君) 家畜伝染病予防法の根本的な改正につきましては、実は最近いろいろ問題があるものであります。先程御説明いたしました、例の地方庁に対する平衡交付金等の問題も新しく起りましたので、それらに應じて、法律の根本的な改正につきましても、私共の下において只今研究をいたしておるわけであります。纏まりますれば、或いは次の国会等に御審議を願う段取になるかと考えております。ただ取敢えず、手当金の増額の問題は緊急の問題でありましたので、この臨時国会にそのみ切り離して提出いたしましたような事情であります。それから九万円をどういう根拠で決めたかといふことは、先程衛生課長からお話をいたしましたような、お手許に差上げております事例に基いて、御説明いたしましたような事情でありまして、家畜の価格の推移に鑑みまして、九万円を一応妥当だと考えておるのであります。

次に、家畜市場の問題であります。が、家畜市場につきましても、実はお

話のように、只今家畜の取引が市場法によらない、市場法が先年失効して以来そのまゝになつておるのであります。が、実は家畜の取引を公正にするといふことは、畜産の振興上非常に重要な問題でありますので、このために必要がありますれば、家畜市場法を制定することにつきましても考えておるわけであります。そのための準備として、私は、私共の最近における家畜の取引状況、市場の運営状況がどういふふうになつておるかといふことについて、事情を地方庁に照会して調査をいたしておるような事情でありますので、調査が纏まり次第、私共の考え方、調査が纏まり次第、私共の考え方を纏めたい、かように考えております。その際、市場における各種の伝染病の予防、防疫といふようなことも、当然規定しなければならぬ問題であるのであります。これは最初申しました伝染病予防法の根本的な改正とも関連いたすわけであります。併せて研究をいたして参りたいと、かように考えております。

○石川准吉君 家畜伝染病予防法の規定によつて、予防法の注射等を行うような場合は、これは病氣にかかつてない家畜に対しても、予防のためにやるのであります。その点一つ。若しそのうちであるならば、これがために死んだような場合におきましては、折角九万円と限度を上げるのであります。折角九万円と限度を補償すべきだと思ひますが、この点如何ですか。

○政府委員(山根東明君) 予防法の注射、薬浴等は、これは健康な家畜に対しても行うのであります。この場合に、それで死んだものに對しましては、五分の四の手当を出すことに現在

の法律ではなつておるのであります。が、これをどういふことであれば、全額に増額したらいじやないかといふ御意見のようでありまして、一応私共も御尤もの御意見のようになつておるわけであります。実は現行法では、それは三分の一、或いは五分の四といふふうになつておるのであります。この国の負担区分が果して最も妥當であるかどうかといふ点、お話のように全額でもやるべきじやないかといふような点等も、実は法律の根本的な改正の面では、実は考えておるのであります。けれども、大体の考え方としては、全額を補償するといふことは、実は考えていないのであります。勿論殺処分をされました家畜の肉でありますとか、皮でありますとか、そういうものも勿論利用できるものもありまして、先程家畜共済の關係でお話がありましたように、共済金の受取もあるわけでありまして、これらを全部考慮いたしますならば、現行の率で以て、一応畜主に対して不当な負担を掛けないといふような建前に、実はできておるといふふうになつておるのであります。さういふ趣旨から、たとえ国の予防注射、その他健全な家畜に対する措置に對しまして起つた殺処分に対するにしても、全額を国庫が負担するといふことは、研究はいたして見たいと思ひますけれども、大体現在のままでよいのではないかと、いふふうな考え方をいたしております。

○石川准吉君 只今御説明がございましたが、御研究せられるといふので了承いたします。ただ屍体の評価額と手当金の差額という問題もその次の條

項に出ておるのであります。それから限度を九万円に増加したことによつて、これは経済上の変動だといふこと

でありますので、第二十四條の評価の第一項が三分の一、第二項が五分の三、第三項が五分の四といふふうになつておる。この負担区分を九万円に増加する場合に、当然経済の変動に應じて考慮しなければならぬと思ひます。従ひまして次期の際には併せて考慮の上で万全を期して頂きたい。といふのは、これも日本にはどうして家畜の導入が極めて重要になつて来ますので、私はその点特にお願いして置きます。

それから今のと関連いたしまして、家畜の共済組合に入つておる連中が、少しづつよくなつておりますが、非常にまだ質が低いのであります。この予防法と関連いたしまして、今局長が申されたような意味からして、できるだけ家畜共済に入るように、これは格段の処置を講じて頂きたい。かように存じます。

○羽生三三君 食糧問題の解決という大きな見地でこの問題を論ずるのは變でありますけれども、私共は前から日本の食糧問題の解決のみならず、農村の民主化とか何とか言ひましても、結局家庭の婦人の解放といふことが一番大きな問題になつておると思ひます。が、さういふ両方の意味から言つて、畜産の振興により、特に朝の一食くらい、パンとミルクとバターの生活をしなければ駄目だ。それができれば農村の家庭の非常な余裕といふことによつて進歩も促されるし、又食糧問題も解決できる。さういふ両面を考えておるのであります。ところが實際問題として、私共は東京市中にはチーズやバターなんか相当沢山余つておるけれども、一般の家庭或いは農村にはなかなか消費されない。或いは又東京では半ポンド二百円で売つてゐる。私共の方では山間地で、実際に乳牛が多いのであるが、そこでは半ポンド百円で、百円の差額があつても實際の家庭ではちよつと高く使えない。さういふふうな状態にあると思ひます。それで私共は畜産の奨励といふ意味を、單に農業技術の改良とか、畜産を農業に導入するといふ面だけでなしに、さういふ食糧の面を通じての農業の近代化といふ意味で、もつと大幅に取上げたいといふような氣持を我々は持つておるわけであります。さういふ意味で政府が可能な可能性が存在しておるかどうか。或いはもつと需要があれば幾らでも供給できるのかどうか。それらの点を簡單でよろしくございますから、ちよつとお見通しを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山根東明君) お話のように、私共も乳製品をもつと我々一般大衆が、これを消費するようにいたしたいと考えておるのであります。そのために酪農の振興にも力を用いておるわけでありまして、遺憾ながら今日の現状では、バター、チーズにしましては、とても一般大衆には手の出せない、高い値段の現状であるのであります。そのために、現に乳製品等は我々はなかなか食べられなくても、実は市場のストックとして或る程度ダブつておるという、おかしい現象になつておるのであります。専らこれは価格をもう少し安くするといふことによつて解決しなければならぬ問題だと考

えておるのであります。そこで御承知のように、乳の価格は殆んど半分は餌の価格が影響しておるわけでありまして、結局は餌が非常に高いために乳が高い。そのためになか／＼手が出ない、こういうのが現状でありますので、私共としては、できるだけ餌を安くする、配給の餌も安くしなければならぬのであります。野草の栽培なり或いはサイロの普及なり等によつて、できるだけ余り高い配給飼料に依存しない、自給飼料、それをできるだけ安く、安い自給飼料によつて牛が乳を出して行くように、こういう方向でそういう酪農経済の合理化の面で、この問題を解決したいというような考え方で、いろいろな施策を考えておるわけでありまして、私共として決まして、乳製品が現状でダブつておられますけれども、これを以て我が国ではすでに乳製品の増産は頭打ちした、その必要はなくなつたというふうな考え方はいたしていいのであります。

○委員長(楠見義男君) 時間の都合で本日は質疑はこの程度にしたいと思ひますが、私からちよつと御注文、お願いして置きたいのですが、一般的の問題として、大体四つの項目について、この次の委員会に御説明を頂きたいと思ひます。その一つは、競馬基金の処理の問題です。これはこの前の競馬法の改正のときに、衆議院でも、参議院でも随分問題になつたことなんです、これの基金の増加見込が予算面にどういふふうに見られておるかというのを、具体的に一つ御説明して頂きたい。それが一つ。それからその次は、今もお話があり

ましたが、畜産の増殖計画でございまして、これは第一国会から毎国会、畜産関係についてはこの問題を中心にして、いろいろ説明を伺つたり、又質疑を交したものであります。この畜産増殖計画について、これも具体的な実施の方策その他があります。それから三番目は、今羽生さんから話がありました問題に關連しておりますが、有畜農業と言いますか、家畜導入についての具体的な施策、こういうものが若しあれば、これも御説明頂きたい。

最後に、今局長さんからお話があったんですが、飼料対策、この問題は、実は飼料配給公団の措置について、我々も今検討をしております。この問題とも関連を持つて来る問題なので、飼料対策について具体的なお考えなり、又方策があれば、これを一つ説明して頂きたい。外の委員の方々から、或いは一般的な問題について御質問があるかも知れませんが、大体以上申上げたような四つの点について、一つ資料を整えて御説明願ひたい。

それから委員の方に申上げますが、実は先程お手許にお配りして置きました第六回国会農林委員會議事予定というのを配りして置きました。この問題は、実は先般委員長、各理事の方々の打合せにおきまして、大体この国会においては、こういうような点が問題になり、又こういうような事柄について一つ審議をやつて行こうじやないかというやうなことで、大体御相談をいたしましたやうな事項を整理したのであります。法律案におきまして、まだ政府提案としてはつきり決まつておらないものもございしますが、大

体予想されておるやうなものを書いて置きました。それから問題は、この三の議案の点であります。薪炭問題、それから食糧問題、農地問題等につきまして、相当掘り下げて実は検討したいと考えておりました。実はその最初の問題として、明日午後から、薪炭問題について政府の各部門或いは会計検査院、その他から説明を聴取することにいたしております。その資料の極く一部でありまして、これはお手許にお配りしてありますから、予めお目を通して置いて頂きます。明日は資料の余部がございせんので、その資料を持つて御出席頂きたいと思ひます。それから尚、明日は薪炭関係については、林野庁が関係方面との会合がございまして、林野関係は出席できません。まして、会計検査院なり、或いは行政管理局なり、経済調査局、こういうやうな方面から出席を求めておりますので、その辺も御了承頂きたいと思ひます。尚この家畜伝染病予防法の一部改正におきましては、次の機会にいずれも理事の方々と御相談いたします。が、その際に只今委員長から申しました一般の畜産関係の問題について、当局から説明を聴取いたしますと共に、それが済みますれば、法案の細部に入つて、更に又御審議を續けて頂きたいと存じます。では本日はこれで散会いたします。

午後四時五分散会
出席者は左の通り。
委員長 楠見 義男君
理事 羽生 三七君
平沼 太郎君

委員

石川 準吉君
藤野 繁雄君

門田 定藏君
北村 一男君
星 一君
赤澤 與仁君
加賀 操君
徳川 宗敬君
山崎 恒君
岡村文四郎君

政府委員

農林政務次官 坂本 實君
農林事務官 (畜産局長) 山根 東明君

説明員

農林技官(畜産局衛生課長) 齋藤 弘義君
農林技官(農政局農業保險課勤務) 岡村 實君

十月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法(大正十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第一項中「三万円」を「九万円」に改める。

附則

- この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。
- この法律施行前に第二十四條第一項各号の一に該当した家畜又は

物品について、その所有者に対し交付する手当金については、なお従前の例による。

十一月四日本委員会に左の事件を付託された。

- 製めん機械取扱法改正に關する諸願(第十七号)
- 開拓行政の充實拡大に關する諸願(第二十四号)
- 奈良県十津川村開闢電化事業費國庫補助に關する諸願(第二十五号)
- 奈良県内稻稈病の被害対策に關する諸願(第二十七号)
- 奈良県十津川村花瀬地区開拓事業促進に關する諸願(第二十九号)
- 開拓者の新規入植継続奨励等に關する諸願(第三十号)
- 千葉東葛利根遊水地区堤防工事等に關する諸願(第四十二号)
- 松炭の買上げ停止反対等に關する諸願(第五十号)
- 開拓者の電氣導入施設費國庫補助に關する諸願(第六十九号)
- 土地改良及び災害耕地復旧事業費國庫補助復活に關する諸願(第七十一号)
- 兒島灣第七地区干拓事業促進に關する諸願(第七十三号)
- 富山県下の農村経済救済に關する諸願(第七十九号)
- ヘスター台風による滋賀県下耕地災害の復旧費國庫補助に關する諸願(第八十一号)
- 干拓農業に對する國庫補助の諸願(第八十二号)
- 耐雪耐寒性げんげ種子増産施設確立に關する諸願(第一百四十一号)

一、奈良県龍門村津風呂谷にため池
築設反対の陳情(第三号)

第十七号 昭和二十四年十月二十五
日受理

製めん機械取扱法改正に関する請願
請願者 東京都台東区田原町一
ノ一一 全国めん機工
業協同組合理事長 眞
崎悟一外三名

紹介議員 小林 勝馬君

従来から農機具機械として指定されて
いる製めん機は、本来の性質より、製
パン機、製菓機等の第二次加工機であ
つて、脱こく機、もみすり機等の第一
次加工機とは本質的に相違しているば
かりでなく、主として製めん業者の設
備機械で、農家で使用するものは極め
てまれである。一方実質上は食糧加工
機であるにもかかわらず取扱上農機具で
あるために書類の作製、手続等が重複
澁滞して、取扱上の支障が大きいから、
すみやかに製めん機を食糧加工機
として指定せられたいとの請願。

第二十四号 昭和二十四年十月二十
五日受理

開拓行政の充実拡大に関する請願
請願者 奈良市奈良県庁内全日
本開拓者連盟中部地方
協議会内 前原三郎
外八名

紹介議員 新谷寅三郎君

政府は財政難を理由に農地改革の地方
主務機関である府県農地部を縮小しよ
うとし、あるいは農地委員、食糧調整
委員も本年度をもつて廃止することに
内定したと伝えられるが、開拓用地の
確保、未墾地の買収、山林の解放と開
発のための強力なる諸施策、既墾地土

壤の改良とこれに伴う営農計画や適切
な指導等国内食糧自給の最高目標達成
のためにはいよゝその充実拡大が必
要であるから、確固たる救国開拓政策
の樹立と開拓行政機構の充実拡大の処
置をとられたいとの請願。

第二十五号 昭和二十四年十月二十
五日受理

奈良県十津川村開拓電化事業費国庫補
助に関する請願
請願者 奈良県吉野郡十津川村
長 古澤 守

紹介議員 新谷寅三郎君

奈良県十津川村は、県下の最南端に位
する山村であるが、村内の大半は未だ
に電気の恩恵に浴しておらず、低い生
活に甘んじている有様であるから、村
内の開発、生活の改善および保健衛生
等のために、電力を導入して全村を電
化する計画をたてているが、村民の経
済力は疲へ、の極限に達しているから、
本村の電化事業促進のために国庫
の補助をせられたいとの請願。

第二十七号 昭和二十四年十月二十
五日受理

奈良県内稲熱病の被害対策に関する請
願
請願者 奈良県農会議長 辻本
正律外二名

紹介議員 新谷寅三郎君

昭和十九年から同二十二年にかけての
かんばつによつて大被害をこうむつた
奈良県下の稲作は、本年は、降雨に恵
まれ相当な豊作を予想されていたこと
から、七月のヘスター台風によつて被害
を受け、また九月に入つて稲熱病が発
生し、十月に入つてからは、本県の事前
割当六十八万二千石に対し十五万三千

余石の被害をこうむり、かり取りまで
の間における被害の進行は予想できな
いものがあるから、右に對し適當の措
置を講ぜられたいとの請願。

第二十九号 昭和二十四年十月二十
五日受理

奈良県十津川村花瀬地区開拓事業促進
に関する請願
請願者 奈良県吉野郡十津川村
長 古澤守外四名

紹介議員 新谷寅三郎君

奈良県十津川村花瀬地区の開拓事業
は、先年来遅々として進展をみなかつ
たが、最近農地委員会から同地区の
買収計画が発表されて以来、地元民は
事業の促進を要望しているから、県下
各農村における人口の増加と生産力の
低下等の実情を考慮されて、開拓事業
の促進を図られたいとの請願。

第三十号 昭和二十四年十月二十五
日受理

開拓者の新規入植継続実施等に関する
請願
請願者 東京都千代田区大手町
一ノ五全日本開拓者連
盟内 田中孫平外三名

紹介議員 北條 秀一君

わが国の食糧問題の解決には、開拓の
遂行が不可欠であり、また開拓地への
新規入植は引揚者、失業者等に安定し
た職業を興えることにもなるが、由来
開拓地は顧みられなかつた所謂耕作限
界外の土地が多いので、入植や基本施
設に對しては、国家の保護が是非とも
必要であるから、三万戸程度の入植繼
続、住宅補助の増額、資金の融通、用
地の開放促進および各種税の減免処置
等の方途を講ぜられたいとの請願。

第四十二号 昭和二十四年十月二十
五日受理

千葉県東葛飾根遊水地区堤防工事等
に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡富勢村
根戸高野台東利根開拓
農業協同組合長 田中
孫平外三名

紹介議員 北條 秀一君

千葉県東葛飾郡田中村、富勢村、およ
び我孫子町の三箇町村にわたる一千百
余町歩に達する遊水地は、緊急開拓政
策により国営開拓利根地区として指定
され、既に入植者一千三百戸の決定を
め、開墾に専念中であるが、地区を
ぐる延長二里半におよぶ新堤防の最下
位我孫子町地先の約一千メートルと、
同地点の排水機取付工事ならびに水門
工事が、未だに完成してないかつたの
で、昨年六月より九月の間にアイオン
台風等による出水によつて堤防は破壊
され、農作物は收穫皆無となり地区開
拓の一大障害となつてゐるから入植者
の死活を決する本工事の促進を図られ
たいとの請願。

第五十号 昭和二十四年十月二十五
日受理

松炭の買上げ停止反対等に関する請願
請願者 岡山県英田郡福山村万
善 池本恭一外五十
五名

紹介議員 板野 勝次君

先般実施された松炭の政府買上げ停止な
らびに買上げ検査地点の変更は、生産
者の生活に打撃を與へ、現に松炭事業
生産者中には主食の受給にも困難を感
じるものが続出してゐる。このような
状態が長期間継続すれば、製炭者の生

活は破滅するのほかはないから(一)
松炭の買上げ続行 (二)代金支拂の迅
速化 (三)荷一掃 (四)加配米の迅速
配給等の処置をすみやかに講ぜられ
たいとの請願。

第六十九号 昭和二十四年十月二十
六日受理

開拓地の電気導入施設費国庫補助に關
する請願
請願者 岡山県農会議長 小野
泰次郎

紹介議員 島村 軍次君

開拓地入植者はその開拓地が大部分へ
き遠の地であるため、文化施設から見
離されているばかりでなく日常の燈火
にさえ苦しんでいる状態である。この
へき地に電氣が導入されると、農林産
物処理に必要欠くことのできない動力
も現在より安く得られ、また一層明る
い燈火の恩恵にも浴することができ
て、開拓者はその土地に定着して開拓
に専念することができるようであるか
ら、全額国庫負担によつて、開拓地に
電氣を導入されたいとの請願。

第七十一号 昭和二十四年十月二十
六日受理

土地改良および災害耕地復旧事業費国
庫補助復活に関する請願
請願者 岡山県農会議長 小野
泰次郎

紹介議員 島村 軍次君

昭和二十四年度予算において、公共事
業費が大幅に削減されたため農業関係
事業に對して深刻なる影響を與へた
が、中でも最も多くその犠牲となつた
のは、土地改良、災害耕地復旧事業で
ある。しかして土地改良事業および災
害耕地復旧事業は食糧増産対策として

他のいかなる方策よりも効果的であり、農村ならびに農業経営の将来に主要なる意義を有するものであるが、窮迫せる現下の農家経済事情の下においてはこれを実施することは到底不可能であるから、土地改良および災害耕地復旧事業費の国庫補助を復活せられたとの請願。

第七十三号 昭和二十四年十月二十六日受理
兒島灣第七区干拓事業促進に関する請願

請願者 岡山県議會議長 小野 泰次郎
紹介議員 島村 軍次君

兒島灣第七区干拓工事は千二百余町歩の耕地を造成する全国第一の大干拓事業として昭和十九年農林省直轄にて工事を開始し、昨年四月より干拓止工事が成功し、本年こそ希望の排水路その他の関係諸工事が進められるものと期待していたところ、本年度の必要予算額二億五千万円が七千万円に減削せられたため、工事は予定よりいじしく縮少のやむなきに至り、現在延々二里におよぶ堤防は弱体化の一途をたどり、潮止めにより浮上している約四百町歩の干陸地も漏水のため耕地化を妨げられ、一日千秋の思いで入植を待ちわびている多数の開拓者は物価高と低賃金による生活難にて困きゆうしているから、本年度追加予算最少限六千万円を計上してすみやかに本工事を完成せられたとの請願。

第七十九号 昭和二十四年十月二十日受理
富山県下の農村経済救済に関する請願

請願者 富山市表町四富山農業者協同組合内 關口秀雄 外六十三名

紹介議員 小川 久義君

富山県下の各農村では、本年度の恵まれない悪天候と病虫害によつて米作も非常に減収を免れないため、農家の収入も激減を予想されている。この農村経済の危機を救済するために、農業共済保険金の即時支拂および農家に対する低利長期の特別融資の処置を講ぜられたとの請願。

第一百号 昭和二十四年十月二十六日受理
滋賀県高島郡安曇町長の復旧費国庫補助に関する請願

請願者 滋賀県高島郡安曇町長 日置源太郎 外二十八名

紹介議員 西川基五郎君

滋賀県高島郡内の安曇川を中心に石田、百瀬、知内、鴨各川は、去る七月末のヘスター台風によつて、堤防の法壊、耕地の埋没、橋の流失、耕作水路、農道の崩壊等じん大なる被害を受けたので、関係町村は全員出動して復旧に努力しているが、応急工事を施すより手段がなく、完全なる復旧工事は現下の窮乏している村財政では到底出資は不可能であるから、この復旧工事に對して国庫補助せられたとの請願。

第一百十二号 昭和二十四年十月二十七日受理
千拓宮農に対する国庫補助の請願

請願者 福島県議會議長 大竹 作摩

紹介議員 橋本萬右衛門君
福島県相馬郡内の八沢浦、井田川、新沼浦、山信田浦等約一千町歩の干拓地

は、從來会社又は個人の経営であつたが、自作農創設特別措置によつて小作者の経営となつた。しかるにばく大な費用を要する電気ポンプによる排水は、現在の経営者にとつては到底その負担に耐えない実情で、このまま放置するときは、干拓によつて造成された美田一千町歩は再び荒地となり、自作農経営は行きづまり小作農に転落するおそれがあるから、このような特別地帯に對しては、大幅の国庫補助をせられたとの請願。

第一百四十一号 昭和二十四年十月二十七日受理
耐雪耐寒性げんげ種子増産施設確立に関する請願

請願者 福島県知事 石原幹市郎

紹介議員 橋本萬右衛門君

げんげは農産物増産上肥料の給源ともいうべきもので、地力の増進と不足肥料の補充に極めて重要なもので、本県においては一万三千町歩を目標に増殖計画中であるが、所要種子の大部分が暖地産品種であるため、本県ならびに東北北陸地方の気象條件に不適である。従つて県内産種の増殖とともに採種の奨励に努めているが生産費等の関係で困難な実情にあるから、政府においては、増産施設確立のための強力な補助を実施せられたとの請願。

第三号 昭和二十四年十月二十五日受理
奈良県龍門村津風呂谷にため池築設反対の事情

陳情者 奈良県吉野郡龍門村長 山本新藏 外九名
奈良県平垣地方かん害対策の一とし

て、吉野郡龍門村津風呂谷に一大ため池を築設するため、目下その手続中とのことであるが、万一このため池が築設されることになると、地元住民は祖先伝来の居住を奪われるばかりでなく、農耕地は池底に沈められてその生業を失ひ、下流部落は大堤防下常に不安の状態におかれ、もし天災地変等により堤防がくずれようとなることがあれば、その被害は言語に絶するものとなることは明らかである。一方農耕地ならびに山林を失つた地元関係村の財政は窮乏し、河水をため池に引用するためいかだ流は不能となつて林業はその生命を奪われる等、ため池築設に伴う犠牲は極めて深刻かつ広大であるから、右ため池の候補地を他の犠牲の少い地方に変更せられたとの陳情。

十一月十一日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、北海道てんさい耕作業振興に関する請願(第二百七十号)
- 一、京都府榎木島村巨椋池耕地整理組合排水場に排水ポンプ増設の請願(第二百三十号)
- 一、北海道てんさい耕作業振興に関する請願(第二百五十号)
- 一、食糧事務所出張所職員増員に関する請願(第二百五十五号)
- 一、福島県佐倉村国有林野拂下げに関する請願(第二百六十六号)
- 一、福島県中野村地内のかんがい用水路工事施設に関する請願(第二百六十九号)
- 一、土地改良法中一部改正に関する請願(第二百七十号)
- 一、農業災害補償法改正に関する請願(第二百七十一号)

- 一、農業災害補償事業強化に関する請願(第二百七十二号)
- 一、土地改良事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願(第二百七十三号)
- 一、香川県の農業水利改良事業費全額国庫補助に関する請願(第二百七十九号)
- 一、福島県能登野山外八箇所の牧野拂下げに関する請願(第二百八十八号)
- 一、土地改良事業費、耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願(第二百九十四号)
- 一、国有牧野解放に関する請願(第三百六号)
- 一、山梨県下の土地改良事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願(第三百十三号)
- 一、山梨県下の耕地災害復旧事業費国庫補助復活に関する請願(第三百十四号)
- 一、長崎県新御厨町宮郭公尾ため池築設工事促進に関する請願(第三百十七号)
- 一、食糧管理費国庫補助ならびに農業調整委員会に対する補助金増額の請願(第三百四十三号)
- 一、広島県の治山事業費国庫補助増額に関する陳情(第三百六号)
- 一、農用造林費国庫補助に関する陳情(第三百七号)

第七十号 昭和二十四年十月二十八日受理
北海道てんさい耕作業振興に関する請願

請願者 北海道十勝国河西郡大
正村 遠藤太三郎外二
万三千九百二十五名
紹介議員 岡村文四郎君 加賀
操君

北海道の農業は、氣候および立地的條
件のため畑作が主体であり、多種多様
の作物の輪作によつて、本邦農業に異
色ある位置をしめしているが、とくに
てんさい耕作は、国内唯一の砂糖源
供給体として、今後の増産が要請され
ているが、農民は利益の薄いてんさい
の耕作をさける風があるから、製糖
事業の振興を図るために、てんさい買
入れ価格の引上げ、肥料の増配、農業
事業税の廃止等の処置を講ぜられたい
との請願。

第二百三十号 昭和二十四年十月二
十九日受理
京都府京都市木村巨椋池耕地整理組合排
水場排水ポンプ増設の請願

請願者 京都府久世郡木島村
巨椋池耕地整理組合長
上田作次郎
紹介議員 大野木秀次郎君 北
村一男君

京都府京都市木島村巨椋池開墾干拓および
既耕地改良事業は、昭和八年起工以來
約十箇年の歳月と三百四十余万円を費
して、七百町歩の新耕地を造成し、沿
岸既耕地千五百町歩の改良をなした大
事業であるが、戦時中飛行場新設によ
り、排水計画に變動を生じ、四台の排
水ポンプを巨椋池排水地整理組合が要望
したので、二台の設置を許されて
現在に至つてゐる。その後排水施設の
不足に起因し、豪雨、台風の度毎に損
害をこうむつてゐるので関係農民の窮

乏はその極に達し、耕地放棄の続出も
考えられるから、飛行場新設当時の要
求通り四台とするため、さらに二台の
排水ポンプを増設せられたいとの請
願。

第二百五十号 昭和二十四年十月三
十一日受理
北海道てんさい耕作振興に関する請
願

請願者 北海道帯廣市東三條南
一〇ノ一日本てんさい
製糖労働組合内 細
木澄外十一名

紹介議員 岡田 宗司君 木下
源吾君 木村裕八郎
君 千葉 信君
板野 勝次君

この請願の趣旨は、第百七十号と同じ
である。

第二百五十五号 昭和二十四年十月
三十一日受理
食糧事務所出張所職員増員に関する請
願(八通)

請願者 福島県田村郡高瀬村長
佐藤信山外十一名
紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県田村郡高瀬村は、田、畑作地帯
であるので、あらゆる農作物の供出が
行われているが、現在同村に勤務する
食糧事務所の守山出張所々属の検査員
はわずか一名に過ぎないので、検査に
手不足をきたして、円滑な供出に支障
を生じているから、今後の運営上なお
二名程度の職員の増員を図られたいと
の請願。

第二百六十六号 昭和二十四年十月
三十一日受理
福島県佐倉村国有林野抛下げに関する
請願

請願者 福島県佐倉村佐倉村長
佐久間賢

紹介議員 橋本萬右衛門君
福島県佐倉村佐倉村においては、同村
西方に位する約二百八十二町歩の国有
林野を、同村民の酪農経営および採草
地として、また今後の学校建築等の財
源として抛下げを熟望しているから
同国有林を抛下げられて村民将来の
發展に寄與されたいとの請願。

第二百六十九号 昭和二十四年十月
三十一日受理
福島県中野村地内のかんがい用水路工
事施設に関する請願

請願者 福島県安積郡中野村長
石田四郎外一名
紹介議員 田中 利勝君

福島県安積郡中野村地内を流れる中地
川は、水量がはなはだ少ないもので常
時稲作に不安をきたし、村民一同かん
がい用水路建設の必要を痛感、再三村
民大会を開催の結果、県議会に請願し
たところ幸いに採択決定をみ、この程
着工の運びとなつたが、僅かの地方予
算では到底完成困難であるから本工事
に対して、すみやかに国庫補助金を交
付せられたいとの請願。

第二百七十号 昭和二十四年十月三
十一日受理
土地改良法中一部改正に関する請願
請願者 福島市福島県庁内福島
県水利組合連合会長
渡邊信任
紹介議員 尾形六郎兵衛君

土地改良法第二十三條第二項中の土地
改良区の總代定数は、(一)土地改良区
は主として地方農村に存在するもので
あり規定のような多数の集會に適する
建物がなくまた新築等の余裕もない、
(二)土地改良区の總代が多数であれば
費用弁償または議案印刷等に多額の経
費を要し経済的に円滑なる運営不可
能である等の理由で土地改良区の運営上
支障が多いから、總代の定数を最高の
場合でも五十名以内に止めるよう土地
改良法を改正せられたいとの請願。

第二百七十一号 昭和二十四年十月
三十一日受理
農業災害補償法改正に関する請願

請願者 福島市中町六七農業共
済組合連合会長理事
佐藤善太郎外六名
紹介議員 田中 利勝君

単作地帯の農民の最大の不安は、氣象
に原因する不可抗力的な災害であり、
ことに水害と冷害とは、被害も広範囲
で、深刻さとも非常なものであるが、現
在この恵れない単作地帯の農民に対す
る処置としては、早場米の特別価格買
入制度以外はほとんど皆無で、農業災
害補償制度も共済掛金の率等の面で不
合理的な点が多いから、農業災害補償法
を改正されて、単作地帯の事情に適し
た制度を確立せられたいとの請願。

第二百七十二号 昭和二十四年十月
三十一日受理
農業災害補償事業強化に関する請願
請願者 福島市中町六七福島県
農業共済組合連合会長
理事 佐藤善太郎外六名
紹介議員 田中 利勝君

農家の経済をして合理的に安定せしめ
るためには急速に農業災害補償法を完
成する必要があるから、(一)保険金の
支拂を迅速にするため、農業災害補償
事業に関する金融処置を制度上確立す
ること、(二)連合会の事業借入金に対
し利子の補給をすること、(三)農業共
済団体職員を増加とその事務費全額を
国庫負担とすること、(四)農家負担の
共済掛金は通常被害率に相当する分ま
でとすること、(五)農作物における共
済責任期間を収納期までとすること等
の処置を採られたいとの請願。

第二百七十三号 昭和二十四年十月
三十一日受理
土地改良事業費、災害復旧事業費国庫
補助増額等に関する請願

請願者 山形市山形県庁内山形
県耕地協会内 植原由
之外五名
紹介議員 尾形六郎兵衛君

昭和二十四年度予算において公共事業
費、とくに、耕地の災害復旧ならびに
土地改良費予算が全面的に削減された
ので、小規模な経営を主とする日本農
民は合理的な農業生活を営むことがで
きなくなるから、(一)公共事業費中の
土地改良事業費および災害復旧費の大
幅増額、(二)土地改良法実施に伴う定
員および指導費の充実、(三)かんがい
排水事業費の大幅増額等の処置をすみ
やかに実施せられたいとの請願。

第二百七十九号 昭和二十四年十月
三十一日受理
香川県の農業水利改良事業費全額国庫
補助に関する請願

請願者 香川県高松市香川県庁
内香川縣農業水利改
良期成連盟内 島田末
信

紹介議員 佐々木鹿藏君

香川縣農業水利改良事業は継続事業として四箇所、新規計画として二箇所あるが、本県のように全国有数のかんばつをこうむる地方にとつてはこれらの事業の遂行は最も緊要のものであつて、現在の緊縮財政下にもかかわらず諸事業を進めている。しかしてこの四事業の中三箇中部、香東川は昭和二十五年年度において一応完成の運びとなるから、本事業達成に對して昭和二十五年年度要求額を全額認証せられたいとの請願。

第二百八十八号 昭和二十四年十月三十一日受理

福島縣熊野山外八箇所の牧野拂下げに關する請願

請願者 福島縣西白河郡川崎村
太田川 橋本善壽外八
十一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島縣は全國有数の馬産地として、とくに西白河郡は県下第一位を占め、最近酪農の發展とともに牛の頭数も増加しつつある状態である。従来よりこれらの畜産業はほとんど本郡川崎村地内熊野山外八箇所百二十一ヘクタール余の国有牧野地に依存してきたのであるが、今回農地法の改革により本牧野地を他部落の開拓者に開放される由であるが、本牧野地は昔から本村の生命線として、牛馬の飼料、たい肥の原料等として農業經營上不可欠のものであり、また水源地でもあるから、これら

の牧野地を本村に拂下げられたいとの請願。

第二百九十四号 昭和二十四年十月三十一日受理

土地改良事業費、耕地災害復旧事業費
國庫補助増額等に関する請願

請願者 福島市福島県庁内福島
県農地部内 加藤宏
外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

この請願の趣旨は、第二百七十三号と同じである。

第三百六号 昭和二十四年十一月一日受理

国有牧野開放に関する請願

請願者 福島市杉妻町一六福島
県議會事務局内福島
縣有牧野開放促進協
會内 鈴木益治

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島縣は全國有数の畜産県であるが、その放牧採草地の大半を国有牧野に依存している關係で、優秀な技術と適切な立地條件に恵まれながら充分なる發展を期待できない状態であつたが、昭和二十二年十二月自作農創設特別措置法の一部改正に伴つて、本県において三万五千町歩におよぶ国有牧野の開放が実現の運びとなつたが、大蔵省はこの開放に要する測量その他の経費を明年度予算から削除し、あらたに入札による有償拂下げの意圖と聞くが、かつては一部有力者の独占となり折角の自作農創設特別措置法の精神が失われることになるから、既定方針通り国有牧野の開放を図られたいとの請願。

第三百十三号 昭和二十四年十一月一日受理

山梨縣下の土地改良事業費、災害復旧
事業費國庫補助増額等に関する請願
(五通)

請願者 山梨縣北都留郡猿橋町
藤崎水利組合長 正木
亮三外四十一名

紹介議員 小宮山常吉君

土地改良および災害復旧事業の徹底拡大実施は食糧の自給確立の基礎をなすものであるが、今回政府のとられた関係予算の大削減および災害耕地復旧補助の打ち切り等は、山梨縣のように耕地の狭い地方では、とくに耕地の荒廃をきたし食糧増産の意欲をさまたげているから、すみやかに本縣の特殊事情を考慮されて(一)土地改良ならびに災害復旧事業の予算増額、(二)土地改良団体營業事業補助の復活、(三)補助対象の範囲拡大、(四)事業資金の迅速低利長期の融通または利子補給の復活、(五)土地改良に關する地方行政機構の強化等の処置を講ぜられたいとの請願。

第三百十四号 昭和二十四年十一月一日受理

山梨縣下の耕地災害復旧事業費國庫補助復活に関する請願

請願者 山梨縣東山梨郡日川村
長 宮本文平外二名

紹介議員 小宮山常吉君

山梨縣日川村は、昭和二十二年九月のアイオン台風により県下最大の大被害をこうむり、じま村民は不眠不休の努力をもつて復興につとめている。しかるに、本年度予算においては、この台風による災害耕地復旧助成金を打ち切

るとの由であるが、万かかる状態に立ち至れば、生産方面、村行政方面に悪影響を及ぼすから、災害復興途上特殊の事情にある日川村を救済村として、これが補助金の復活を図られたいとの請願。

第三百十七号 昭和二十四年十一月一日受理

長崎縣新御厨町宮郭公尾のため池築設
工事促進に関する請願

請願者 長崎縣北松浦郡新御厨
町長 春藤啓吉外一
名

紹介議員 藤野 繁雄君 門屋
盛一君

長崎縣新御厨町々宮郭公尾ため池築設工事は、昭和二十三年七月の豪雨によつて護岸堤防水路等に損害を被り、さらに昭和二十四年度工事の國庫補助打ちにより工事を中止しなければならなくなつた。しかしながらこのまま放置すれば再び災害を繰り返すおそれがあり、現在の設計を変更してもなお一千万円を要するため、現在の農家経済では到底その負担にたえないから、國庫補助により完成を促進せられたいとの請願。

第三百四十三号 昭和二十四年十一月一日受理

食糧管理費國庫補助ならびに農業調整
委員會に対する補助金増額の請願

請願者 三重縣宇治山田市議會
議長 小久保久吉

紹介議員 木下 辰雄君

食糧管理法に基く農家の自家保有食糧の管理ならびに食糧確保臨時措置法による農業調整委員會は、ともに食糧供

出制度の一環をなすものであるが、現在の國庫からの交付額では到底円滑な運営や積極的な活動は期せられないから、國庫補助の大幅増額を図られたいとの請願。

第十六号 昭和二十四年十月二十九日受理

廣島縣の治山事業費國庫補助増額に關
する陳情

陳情者 廣島縣知事 楠瀬常務外
一名

廣島縣の林野面積は約七万五千町歩でこの内荒廢林地ならびに昭和二十年以降の災害による崩壊地を加えると実に七万七千五百二十七町歩で、全林野面積の約十一パーセントに當るぼう大な面積に達しているが、これ等の荒廢地は降雨毎にその面積を拡大し、多量の土砂を下流のため池、耕地に流出して食糧の増産を妨害するばかりでなくこれがため川は川底を高めて天井川と化し、毎年のように災害を繰り返している。このため、これ等荒廢林地を復旧して森林の緑化を計りもつて災害を防止する目的で、本県においては國庫補助を見込んで本年より治山事業五箇年計画を樹立し、目下鋭意実行中であるが、予定の國庫補助金が大幅に削減されたため、本計画の完遂が不可能であるから、すみやかに國庫補助を増額せられたいとの陳情。

第十七号 昭和二十四年十月二十九日受理

農用造林費國庫補助に關する陳情(二
通)

陳情者 廣島縣知事 楠瀬常務外
七十八名

廣島県の山林は、戦時中の濫伐に加えて、最近の開墾ならびに農地解放の進行に伴つて従来の牧野採草地はいちじるしく縮少され、農地は地力を減退し、山林は極度に荒廃しているので、県費をもつて最も濫伐された里山地帯の赤松疎悪林に肥料木を植栽して、林地の改良を図るとともに飼料、肥料の確保と水害にかんがいを防止し、国土の保全を図っているが、本事業は農業、林業、畜産を一体とする農山村経済再建の緊急施策であるから、木造林費に対して国庫補助せられたいとの陳情。

昭和二十四年十一月二十八日印刷

昭和二十四年十一月二十九日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所